

# 連合会「法人化」実現

全国港湾は、かねてより 全国港湾労働組合連合会 に取り組んでいた。昨年九月の定期大会で連 台会規約の改定が承認され た事をふまえ、十一月九日

に東京都労働委員会に対し て、労働組合資格証明を求 めて申請を行った。その結 果、昨年十二月十五日に適 合の決定を受け、十二月十 七日に資格証明書が交付さ れた。この資格証明を受け て、今年一月八日の東京都 法務局に労働組合法人登記 の申請を行った。その後、法務局より一月 十九日を日付に登記完了が 行われる旨の書類を受け取 り、一月二十五日に登記証 明書の交付を受け、規約通 り「法人化」が実現した。

たすけあいの輪をむすぶ  
**こくみん共済**  
全国労働者共済生活協同組合連合会



## リレー随筆

### 「動かない...? VS 動く...?」

随筆の題材を何にしまし... 海への眺望もよ... 横濱ではもとも有名... 間的に余裕が生まれ、ふと... 思ひ立ち横濱の山下公園に... 行ってききました。

山下公園は、関東大震災... (一九三三年、大正十二年)... の復興事業として市内の瓦... 礫などを四年がかりで埋め... 立て、一九三〇年(昭和五... 年)に開園したと聞き及ん

船水川丸が係留されてい... ます。メモリアルのプレ... トには、「日本郵船が一九... 三〇年にシアトル航路用... 建造」と書かれ、奇しくも... います。

確かに私の記憶では、あ... の喜劇王「チャプリン」(若... い方はご存知ではないかも... ?)も乗船、船旅をしたと... 記憶しています。その水川丸を撮影して... がですか?



## 港湾産別協定⑬

~第三章・第十四条~  
新港湾労働法施行後の業  
港湾労働者による作

前号の本欄⑬で、この協定の歴史的な背景の一端を紹介しました。あわせて、港湾労働法の制定に向けた組合について部分的ではありますが紹介しました。この過程を、制定された一九六五年までを前史(第一期)、これから八九年のセンター常用労働者を位置づけた新港湾労働法施行を(第二期)として、二〇〇〇年にそのセンター廃止と... 注意していただきたいのは、第二期に誕生したセンター労働者(プール労働者)の位置づけです。センター労働者は、港湾労働安定協会(センター)に雇用された労働者ですから、ここでいう「常用港湾労働者」であるということですが、ただ「新港湾労働法」施行の前(一九八八年四月十二日付で「新港湾労働法施行後は原則として、企業常用とプール常用労働者以外は港湾作業に就かせない」との協定を締結しています。当時は「センター常用労働者」という呼称で呼ばれていました。その後、第二期の港湾労働法が改定され第三期(現在の港湾労働法)には、センター廃止という大変な状況を迎えまして、激しいたたかいが行われたものの、センター労働という制度は廃止となりました。その際に、二〇〇〇年十二月になり、前述したように八八年の協定にあった「プール労働者」の部分を削除することを合意しました。したがって、現在の協定は、文字通り「企業常用以外に就かせない」という考え方で、この港湾労働法制定の整理することになり、「日雇不使用協定」とも呼ばれています。これを、徹底するために、「一七春闘協定」は六港における港湾荷役現業における原則「日雇不使用協定」の意義について理解するとともに、引き続き各企業に対し周知徹底を図る」と確認しています。こうした経緯からすれば、十四条の両カッコ内の日付は(二〇〇一年(平成十二年)四月一日)とする方が今日的であると見えますが、産別協定と整理したものですので必要な手続きを経て変更する必要があります。さて、前回の本欄(解説⑬)において「新港湾労働法(労働省職安局長岡部晃三著)」の序文を引いて、戦前・戦後の港湾労働は、圧倒的多数の日雇い労働者によって担われ、そこに手配師・中間搾取が横行するだけでなく、波動性への対応は、常用労働者、日雇い労働者を問わず昼夜敢行(強行)の連続で、「言語に絶する」「苛酷」なものでした。次回はこの安定センターの廃止に伴って、これに代わって波動性に対応するために常用労働者派遣制度を設けた港湾労働法第三期の特徴を盛り込んだ産別協定第十五条と、それを補完する十六条のその他の雇用安定制度に進むことに

なつて今に至るのが第三期と説明してきました。ここで、産別協定第十四条を紹介します。第十四条 新港湾労働法施行(一九八九年(平成元年)一月一日)後の港湾労働者による作業 新港湾労働法施行(一九八九年(平成元年)一月一日)後は、原則として六大港船内・沿岸については、企業常用労働者以外に、港湾作業に就かせない」という考え方で、この港湾労働法制定の整理することになり、「日雇不使用協定」とも呼ばれています。これを、徹底するために、「一七春闘協定」は六港における港湾荷役現業における原則「日雇不使用協定」の意義について理解するとともに、引き続き各企業に対し周知徹底を図る」と確認しています。こうした経緯からすれば、十四条の両カッコ内の日付は(二〇〇一年(平成十二年)四月一日)とする方が今日的であると見えますが、産別協定と整理したものですので必要な手続きを経て変更する必要があります。さて、前回の本欄(解説⑬)において「新港湾労働法(労働省職安局長岡部晃三著)」の序文を引いて、戦前・戦後の港湾労働は、圧倒的多数の日雇い労働者によって担われ、そこに手配師・中間搾取が横行するだけでなく、波動性への対応は、常用労働者、日雇い労働者を問わず昼夜敢行(強行)の連続で、「言語に絶する」「苛酷」なものでした。次回はこの安定センターの廃止に伴って、これに代わって波動性に対応するために常用労働者派遣制度を設けた港湾労働法第三期の特徴を盛り込んだ産別協定第十五条と、それを補完する十六条のその他の雇用安定制度に進むことに